

議案第 87 号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和 23 年川崎市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「市長が認める者」の次に「（以下「特定退職者」という。）」を加え、同条第 2 項中「6 月以上」を「1 年以上（特定退職者にあつては、6 月以上）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る受給資格要件を改めるため、この条例を制定するものである。